

令和4年度

第3回 堺市アスベスト対策推進本部会議

令和5年2月6日

堺市アスベスト対策推進本部

次 第

1 報告事項1 …各部会R4年度現時点の取組報告

1-1 共用データベースの構築

1-1-1 共用データベースの構築

1-1-2 堺市公共建築物等点検・管理マニュアルの改定

1-2 災害対策の推進

2 報告事項2 …臨時対策チームの取組報告

2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チーム

2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

3 審議事項

- ・「堺市アスベスト対策推進本部会議規程」の改正

1 報告事項1 …各部会のR4年度現時点の取組報告

各部会のR4年度取組（5/30第1回本部会議資料から）	今回の報告
【市有建築物対策部会】	
■ 市有建築物のレベル1建材再調査を完了させ公表する	第2回本部会議で報告済
■ 堺市公共建築物等点検・管理マニュアル（改訂版）を追補し充実させる	● 報告1-1 共用データベースの構築等
■ 市有建築物のアスベスト情報の統合に関する検討	1-1-1 共用データベースの構築
■ 市有建築物の煙突について	1-1-2 点検・管理マニュアルの改定
【飛散防止対策部会】	
■ 民間建築物の解体等に対する計画的な監視・指導の実施（通年）	☆
■ 民間建築物調査データを集約・整理	● 報告1-2 災害対策の推進
■ 堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアル（素案）を充実	
■ 吹付けアスベストの含有調査及び除去等工事への補助	☆
【健康対策部会】	
■ 石綿検診及び受診勧奨の広報の実施	☆
■ 検診受診者の健康管理の支援	☆
■ 「石綿健康被害救済制度」の周知	☆
【啓発検討部会】	
■ 事業者、市民等に向けた制度周知	☆
■ 市有建築物管理者向けの研修を実施	☆
■ 学校教育におけるアスベスト教育	☆

☆：R5年度第1回本部会議（5月予定）で報告

■ 共用データベース構築の背景

○R4年度 市有建築物対策部会の取組方針

- ・財産台帳と紐づけしたアスベスト情報の統合をめざす
(R3年度推進本部会議での議論を踏まえた取組)

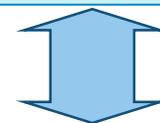
○レベル1アスベスト含有建材 再調査の検証

(R4年度第2回堺市アスベスト対策推進本部会議資料から)

- ① アスベスト関係法令等に対する施設管理担当職員への定期的な研修が必要
- ② 確実な業務引継のため庁内共通の事務フォーマットが必要
- ③ アスベスト含有建材の点検等を、消火設備、エレベーター、ボイラー等の法定点検に準じて明確に位置づけるべき

○対応方針

- ・アスベスト情報の管理方法を庁内統一し、施設管理者による管理レベルを均質化および向上させる
⇒**共用データベースの構築【報告1-1-1】**



セットで**共用データベースを推進**

- ・アスベスト含有建材管理を施設管理の一環として明確化し、点検・管理記録の蓄積で確実な管理をめざす
⇒**点検・管理マニュアルの改定【報告1-1-2】**

■ 各取組の考え方

【報告1-1-1】 共用データベースの構築 →4ページ

○共用データベースの構成等

- ・庁内共通の保管場所 …庁内HP ■環境局 ●環境保全部HPでの運用
- ・局毎のデータ管理 …局毎のフォルダ構成
- ・データ保存の統一ルール …誰でも一律にデータ検索できる
- ・財産番号による管理 …公有財産台帳システム（上下水道局は「財産管理システム」）と整合させ対応漏れを防止

○共用データベースの運用 (P5【参考資料】参照)

- ・施設の一般的な点検・管理に組み込み確実に管理
- ・データ管理責任者によるデータ更新等の確認
- ・年度毎の更新

【報告1-1-2】 点検・管理マニュアルの改定 →6ページ

- ・前回改定（R4.3）で建材調査に重点化



- ・再調査の完了
- ・共用データベースの運用開始



- 共用データベースの運用によるアスベスト含有建材の点検・管理に重点化し分かりやすく再編集
- 施設点検の庁内ルールを設定

報告1-1-1 共用データベースの構築

■ 共用データベース運用の経緯

- R4.7.29 R4年度第2回推進本部会議で「共用データベース構築」の考え方を承認
- R4.10.5 R4年度第4回市有建築物対策部会で共用データベースの内容を決定
- R4.10.28 市有建築物対策部会長が、本部長了解を経て本部員あてに共用データベース構築を報告
- R4.11.4 施設管理者研修で共用データベースについて説明
- R4.11.22 本部長より共用データベースの運用を庁内通知
 - ・通知後、各局において、データベース作成および施設の点検を実施
 - ・R5.1.25現在、該当する全局においてデータベースが作成されていることを確認

■ 運用開始後の検証 …運用開始して判明した課題

1) 施設点検趣旨の正しい理解が必要

- ・アスベスト発見でなく点検を通じた建材の損傷確認であること
- ・レベル2、3建材の大半となる「みなし含有」の理解が大切

《対応》
次期施設管理者研修で再説明する
(R5.6月頃予定)

2) アスベスト含有建材の理解度向上が必要

- ・施設建築年度による有無判定が最初であること
- ・アスベストがあることは異常で危険な状態ではないこと
- ・逆に、建材に手を加える際は軽作業でも法令の届出に注意が必要なこと

《対応》
該当部局と点検の考え方を調整・共有する

3) 施設数によっては点検スケジュール調整が必要

- ・施設数の多い部局では、ルールに定める時期のデータ更新にあわせるため、作業を平準化した点検計画等が必要

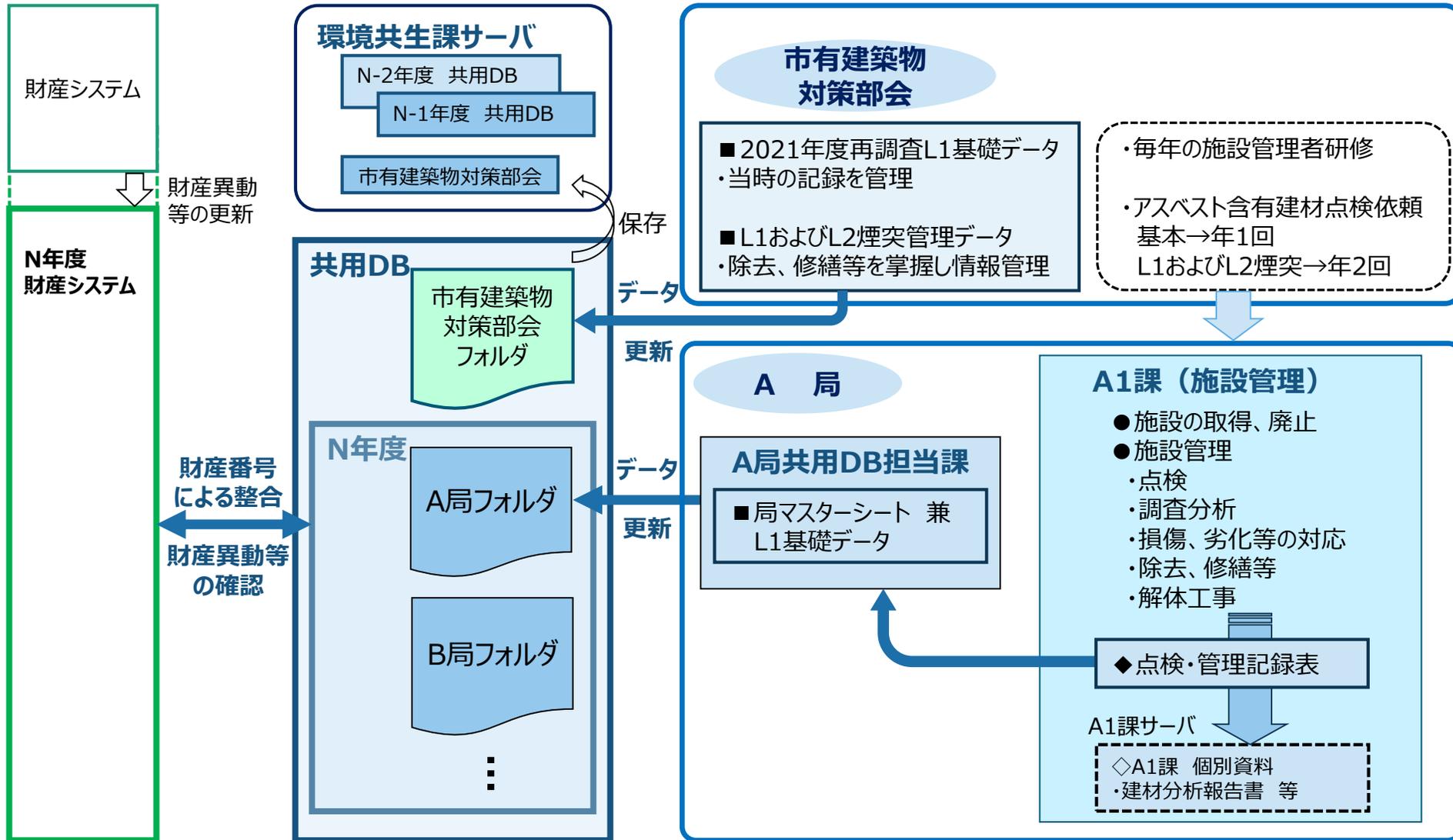
《対応》
優先順位を定め計画的にレベル2調査を進める

4) レベル2アスベスト含有建材の調査を促進すべき

- ・レベル1再調査に続き実施予定のレベル2調査に関し、調査データ格納ルール（共用データベース）の確立を踏まえ、高優先度の部位より計画的に促進すべき

	総施設数	
	点検・管理記録表対象数 「2007/3/31」以前	
市合計	3,784	3,039
01市長公室	7	6
03総務局	15	9
05財政局	3	2
07市民人権局	12	8
08文化観光局	127	66
10環境局	96	68
11健康福祉局	83	73
14子ども青少年局	88	60
15産業振興局	48	44
16泉北ニューデザイン推進室	11	11
17建築都市局	684	523
19建設局	319	214
21_1堺区	5	3
21_2中区	5	5
21_3東区	4	4
21_4西区	1	1
21_5南区	13	12
21_6北区	4	4
21_7美原区	10	3
28選挙管理委員会	3	3
38教育委員会	1,896	1,631
60上下水道局	273	232
90消防局	77	57
危機管理室	0	0
市政集中改革室	0	0
ICTイノベーション推進室	0	0
会計室	0	0
人事委員会	0	0
議会事務局	0	0
監査委員会	0	0
農業委員会	0	0

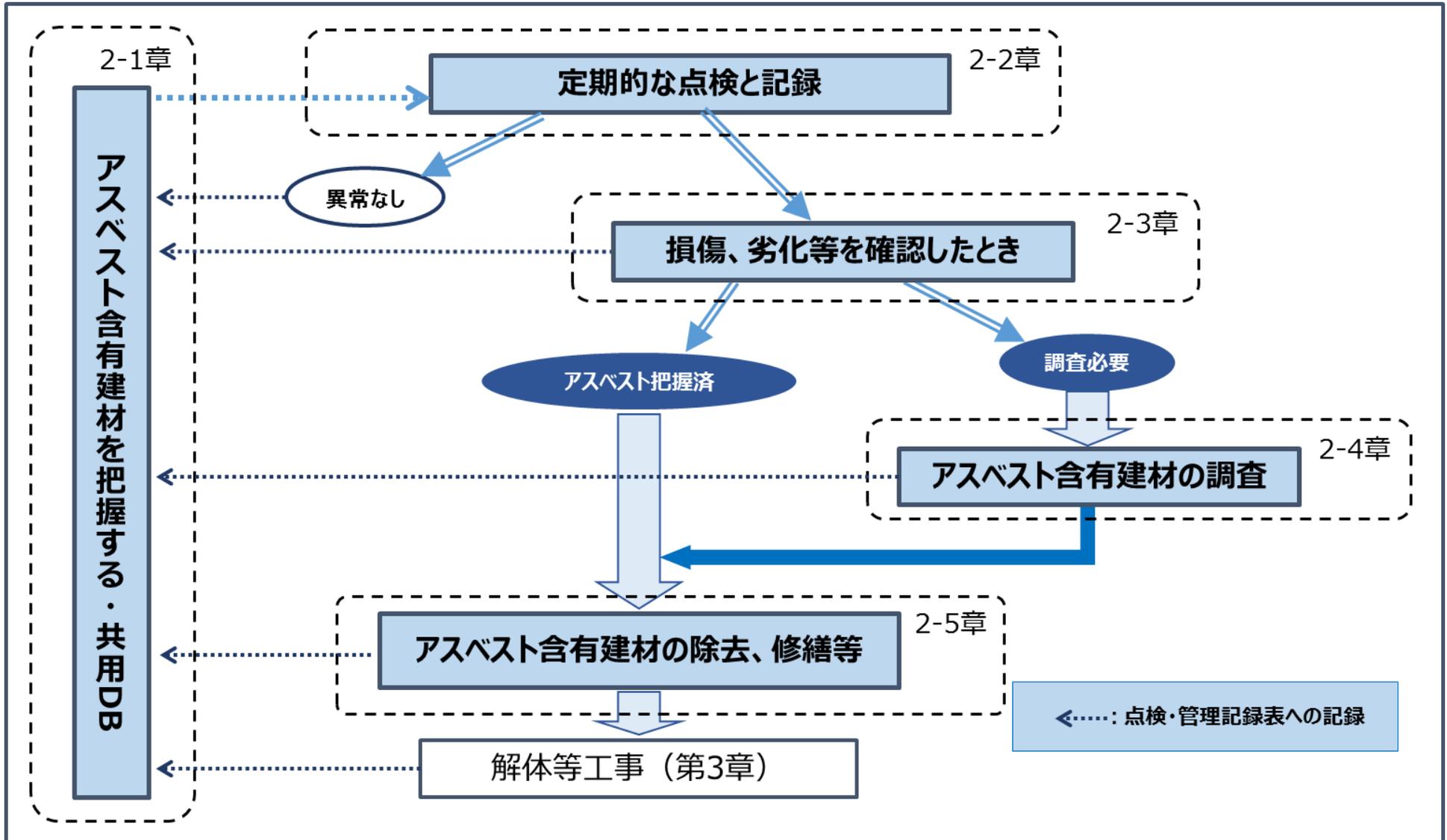
報告1-1-1 【参考資料1】 共用データベースの構築（運用イメージ）



報告1-1-2 点検・管理マニュアルの改定

旧マニュアルの章構成	改定後の章構成	改定のポイント
第1章 総 則 1 マニュアルの取扱い 2 アスベスト含有建材 (1) アスベストとは (2) 対象となるアスベスト含有建材 (3) アスベスト含有建材と使用場所 (4) アスベスト含有建材のアスベストの飛散性 (5) アスベスト含有建材もしくは含有が疑われる建材の使用が確認された時	第1章 基本事項 1-1 マニュアルの位置づけ、構成等 1-2 アスベスト含有建材	■ 改定理由 アスベスト含有建材の管理を施設管理の一環として普遍化すること、また新たに構築した共用データベースを核とした管理の仕組みを、施設管理者に分かりやすく再編集するため
第2章 日常の管理上の取扱い 1 レベルによる取扱い (1) アスベスト含有吹付け材（レベル1建材） (2) アスベスト含有保温材等（レベル2建材） (3) アスベスト含有成形板等（レベル3建材） 2 アスベスト含有建材の調査 3 アスベスト含有建材の管理方法 (1) 施設管理者の対応 【フロー1 アスベスト含有調査実施フロー】 【フロー2 アスベスト含有建材の管理方法フロー】 【フロー3 報道提供の情報共有フロー】 (2) アスベスト含有建材の劣化状況の確認 (3) アスベスト含有建材の損傷等の対応 (4) 定期的な点検と記録 (5) 点検結果の報告 (6) 解体・改修等工事の計画及び実施 (7) 解体・改修等工事や応急対応を始める際に必要な手続 (8) 解体・改修等工事の発注の際の注意事項	第2章 アスベスト含有建材の管理 2-1 アスベスト含有建材を把握する 2-2 定期的な点検と記録 2-3 損傷、劣化等を確認したとき 2-4 アスベスト含有建材の調査 2-5 アスベスト含有建材の除去、修繕等 2-6 情報提供・発信等 ※2-1、2-2に「共用データベース」の説明を記載 ※2-2に施設点検の庁内ルールを新たに記載 第3章 解体等工事における関係法令 ・関係4法令の手続きを解説	■ 改定ポイント ● 前回改訂（R4.3）により内容がアスベスト再調査関係に偏重したが、再調査完了を受け、 <u>定常的な管理方法の解説中心に再編集した</u> ● 第2章にアスベスト含有建材の管理を6分野に整理し、 <u>章構成と関係づけて分かりやすくした</u> （次ページ【参考資料2】参照） ● アスベスト含有建材の把握に関し、 <u>再調査結果や共用データベース等、本市独自の運用を記載した</u> ● 当マニュアルを建築都市局の「 <u>公共建築物維持管理マニュアル</u> 」の詳説と位置づけ、 <u>両マニュアルの関係を強化した</u>
(9) 文書の保存・期限 (10) 引継ぎ	(削除) (第2章に含む)	

アスベスト含有建材の管理と改定マニュアル章構成との関係



報告1-2 災害対策の推進

堺市災害時アスベスト飛散防止マニュアルの要整理事項とR4年度取組の関係

段階	マニュアルの項目		対策具体化への課題
		実施事項	
平常時	1 平常時における準備	1-1 アスベスト使用建築物等の把握	・アスベスト台帳の整理 ・データマッピング等、災害時のデータ提供への備え ・指定避難所のアスベスト情報の整理
		1-2 アスベスト飛散・ばく露防止体制の整備	・市民等への注意喚起の方法と体制の構築 ・建築物所有者への災害時対応の周知
		1-3 応急対応に必要な資機材の確保	・調査等従事者に必要なマスク、防護服等の準備 ・露出アスベストの養生等に必要な養生シート等の準備
		1-4 災害時タイムスケジュールの作成	・BCPの修正、対策業務の追加
初動対応	2 注意喚起	2 初動対応者、住民等への注意喚起	・災害対応職員への情報提供手法の策定 ・市民等への情報発信方法の策定
応急対応	3 アスベスト露出等の把握	3 アスベスト露出状況等の把握	・アスベスト露出通報の集約体制の構築 ・被害情報とアスベスト台帳による注意個所の特定 ・確認調査・対策指示体制の構築 ・協定団体への協力要請手順の確立 ・所有者への対策依頼の手法の構築
		4 応急の飛散・ばく露対策	4-1 飛散・ばく露防止の応急措置
復旧・復興	5 調査・届出・解体工事	5-1 事前調査、作業計画	・工事施工者による立ち入り可・不可の判断方法の構築
		5-2 解体工事	・注意解体の方法周知と散水等の確認方法の構築
	6 収集・運搬	6 収集・運搬における飛散防止	
		7-1 分別・保管方法	・堺市災害廃棄物処理計画との関係整理
		7-2 一時保管における飛散防止	
7-3 仮置場での管理状況の確認			
8 中間処理・最終処分	8 中間処理・最終処分		

R4年度取組

- 取組① 民間建築物調査データの集約・整理
- 取組② 災害時飛散防止マニュアルの充実

■ 取組① 民間建築物調査データの集約・整理

《R4》

- ・調査データの集約 (【参考資料3】参照)
- ・データマッピングの試行 (【参考資料4】参照)

《R5～》

- ・データ提供方法の構築
- ・データ確度の向上

■ 取組② マニュアルの充実（初動・応急対応）

《R4》

- ・災害対応事例の調査

《R5～》

- ・情報収集、発信体制の構築
- ・建築物所有者が対応しない場合の代行措置の検討
- ・資機材準備

■ 取組② マニュアルの充実（復旧・復興）

《R4》

- ・災害対応事例の調査
- ・災害廃棄物処理計画との関係を検討

《R5～》

- ・建築物の注意解体に対する指導基準の構築
- ・仮置き場等にアスベスト含有災害廃棄物が混入された場合の実態的な分別、管理要領の検討

民間建築物のアスベスト調査について

調査機関		調査時期	対象建築物	対象アスベスト	調査施設数	データ保有
厚労省調査	病院	H20・R3	20床以上	【L1】【L2】	43	健康福祉局
	社会福祉施設	H28・H30		【L1】【L2】	1,697	
国交省調査		H17.7 H17.8	S31～S55 概ね1,000㎡以上 S56～H1 概ね1,000㎡以上	【L1】 (但し吹付けアスベスト、 吹付けロックウールのみ)	1,805	建築都市局
		H29	不特定多数が利用する300㎡以上	【L1】 (但し吹付けアスベスト、 吹付けロックウールのみ)	157	
合 計					3,702	

- ・今後、調査データをデータマッピング（【参考資料4】にサンプル） →対策作業従事者等への情報提供として活用
- ・情報提供手法および体制の構築を進める

●統合型GIS データマッピングサンプル（国交省調査・概ね1000㎡以上の建築物）



2 報告事項2 …臨時対策チームの取組報告

2-1 東雲公園予定地におけるアスベスト含有建築物等対策チーム

2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

■ 前回報告時点（R4.12.8）の対応状況

- ・建物内部及び外部に露出しているアスベストの除去に向けた手法の検討
- ・建物所有者など関係者に対し、アスベストの説明を実施
- ・アスベスト除去に向け建物所有者など関係者と調整を実施
- ・建物外部露出部分の定期的（毎週）な定点観測（写真撮影）を実施

■ 現時点の対応状況

- ・外部に露出しているアスベストの除去手法について、専門家と協議し決定
- ・アスベスト除去に向け建物所有者など関係者と調整を実施し外部のアスベスト撤去工事の同意を得る
- ・R5.1.6 撤去工事を発注
- ・建物外部に露出したアスベスト除去の工事着手に向け調整を続ける

■ 今後の取組

- ・建物外部露出部分のアスベスト撤去工事を完了させ、当事案の解決とする
- ・当事案解決後、引き続き公園用地の買収調整を継続する

全体位置図



建物・平面図



建物写真



外部露出部拡大写真



報告2-2 市立小学校におけるアスベスト含有建築物対策チーム

■ 対象4校の対応

○ 体育館3階フロアの減築

- ・令和5年度、日置荘小学校の減築工事を行う予定
- ・他の3校（登美丘西小、八田荘小、福泉小）についても、早期の減築に向け、計画的に進める。

○ 福泉小学校代替校舎の建築

- ・R4.12月に代替校舎（理科室・音楽室・家庭科室）が完成し、3学期から使用している。

福泉小（家庭科室）



■ 健康リスクの検証

○ 第5回懇話会の開催（1/30）

- ・日置荘小学校で行った実証実験（R4.9月）の結果をもとに健康リスク（生涯過剰発がんリスク）を算定

対象者	健康リスク（生涯過剰発がんリスク）	100万人あたりの生涯発がん人数
児童	0～10億分の1.8	0.0～0.0
職員	0～10億分の1.0	0.0～0.0

- ・生涯過剰発がんリスクの判断基準（環境省の初期リスク評価）をもとに健康リスクを評価

がん過剰発生率	判定
10万分の1以上	詳細な評価を行う候補と考えられるレベル
100万分の1～10万分の1	情報収集に努める必要があると考えられるレベル
100万分の1未満	現時点では作業の必要はないと考えられるレベル

（評価結果）

- ・児童と職員のいずれにおいても、生涯過剰発がんリスク100万分の1を桁違いに大きく下回っていた。
- ・本案件で生じた健康リスクは、**健康面での経過観察や健康管理等の対応を今後とる必要はないと考えられるレベル**であり、現時点では、さらなる情報収集や評価等の作業の必要はないと判断できるレベルであった。
- ・小学校4校のうち、飛散する可能性が一番高い日置荘小学校で実証実験を行ったため、残りの3校については、本結果よりもさらに低い健康リスクレベルと考えられる。

○ 今後のスケジュール：本事案の報告書を公表予定（R5.3月頃）

3 審議事項

- ・「堺市アスベスト対策推進本部会議規程」の改正について

審議事項 「堺市アスベスト対策推進本部会議規程」の改正について

■目的

アスベスト対策を合理的かつ効率的に推進するため、各部会の取組状況を検証し、最適な体制に修正することを目的とする

■改正の視点

- ① 目的をより正しく表せる部会名に修正する
- ② 各部会員の関与状況を検証し部会構成を適正化する



【各部会員の関与状況】

- 市有建築物対策部会は施設管理者による建材の適正な調査・管理がテーマであり、大防法関係（規制）の関与が最少なため環境対策課長の除外が適当
- 市有建築物対策部会には多数の施設を有する公園緑地部公園監理課の参画が適当
- 健康対策部会は市民の健康支援がテーマであり、大防法関係（規制）の関与が最少なため環境対策課長の除外が適当

① 部会名称の改正案

現	新	変更理由
飛散防止対策部会	飛散対策部会	・「防止」と「対策」は重複表現であり不適切なため
啓発検討部会	啓発・研修部会	・検討は目的でないため、また知識周知の「啓発」とスキル向上の「研修」が重要な取組であるため

② 部会構成員の改正案

	～R4		R5～(変更案)	対応ポイント
	副部会長			
市有建築物 対策部会	副部会長	建築監理課長 環境共生課参事 環境対策課長 財産活用課長 住宅管理課長 住宅改良課長 技術力強化担当課長 学校施設課長	建築監理課長 環境共生課参事 財産活用課長 住宅管理課長 住宅改良課長 技術力強化担当課長 学校施設課長 公園監理課	<ul style="list-style-type: none"> ・環境対策課長を部会員から削除する ・公園監理課長を部会員に追加する
飛散対策部会	副部会長	建築安全課長 環境共生課参事 環境対策課長 環境事業管理課長 建築監理課長 建築防災推進課長 危機管理課長	建築安全課長 環境共生課参事 環境対策課長 環境事業管理課長 建築監理課長 建築防災推進課長 危機管理課長	・変更なし
健康対策部会	副部会長	保健医療課長 環境共生課参事 環境対策課長	保健医療課長 環境共生課参事	・環境対策課長を部会員から削除する
啓発・研修部会	副部会長	環境対策課長 環境共生課参事 建築監理課長 建築安全課長 建築防災推進課長 学校保健体育課長 保健医療課長	環境対策課長 環境共生課参事 建築監理課長 建築安全課長 建築防災推進課長 学校保健体育課長 保健医療課長	・変更なし